小規模事業場ストレスチェック実施義務化
その他安衛法改正について

ひと、くらし、
みらいのために

令和８年１２月１０日

田辺労働基準監督署　安全衛生課

ハイヤー・タクシー業における労働災害の特色①
（R5 ～R7　和歌山県内、休業４日以上、コロナ除く）

・R5は10件　　R6は7件　　R7は11件　（3年とも死亡0件）

・休業30日以上の災害が57%を占める。　　⇒長期化といえる

・男性　86%　女性　14%

・60歳以上は68%　⇒他業種に比べると非常に高い

・経験期間は1年から5年未満が最も高い（43%）
次が10年以上（36%）＜20年以上でみると18%＞

・発生月は3月（21%）、5月（18%）が多い

ハイヤー・タクシー業における労働災害の特色②
（R5～R7　和歌山県内、休業４日以上、コロナ除く）

ハイヤー・タクシー業において多い災害

1位　交通事故	＜車＞	29%
2位　転倒	＜通路等＞	25%
3位　動作の無理な反動	＜荷、起因物なし＞	21%

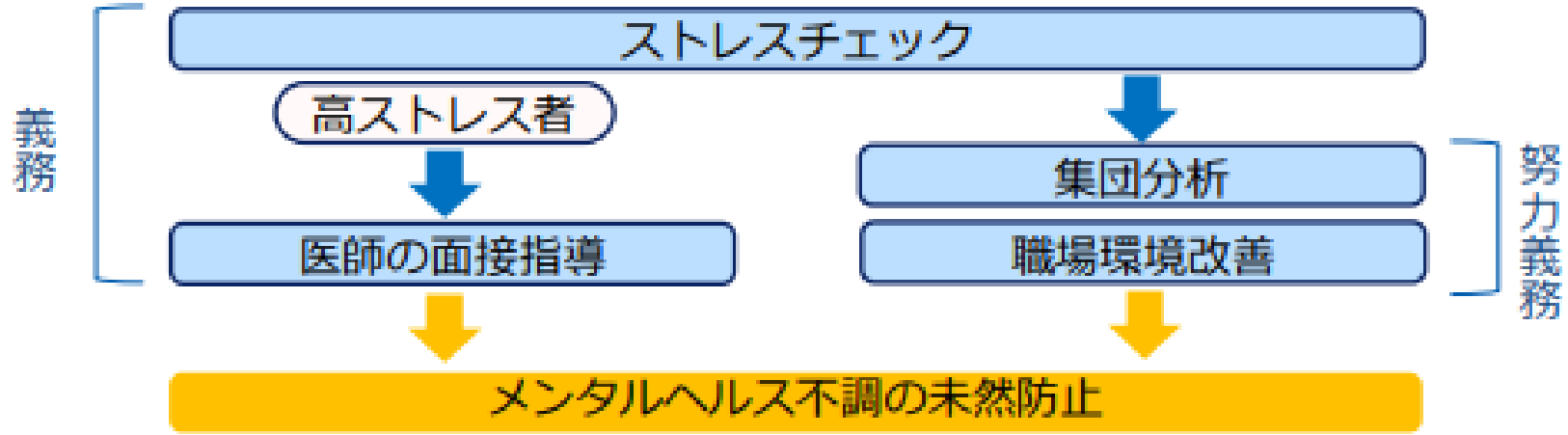
※人からの暴力を受けたもの　うつ病等精神障害　なども

小規模事業場でのストレスチェックが義務化に！

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数５０人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、５０人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



小規模事業場でのストレスチェックが義務化に！

公布後、3年以内に政令で定める日から施行

⇒令和10年４月１日、小規模事業場（労働者数50人未満の事業場）においても

ストレスチェックの実施等が**義務化に！**

- **何人以上という下限値はなく、労働者を1名でも雇っていれば対象に**
- **業種はすべての業種が対象**

小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル（令和８年２月策定）

⇒基本的に、外部機関に委託して実施

厚生労働省サイト⇒

そもそもストレスチェックって何から始めたらいいの？

まずは
心づもりをしてください！

まずは
スケジュールを
立てるぞ！

高年齢労働者の特性に配慮を！　場合によっては補助金の対象にも。

高年齢者の災害の増加
⇒エイジフレンドリーガイドライン
⇒法に基づいた　**指針**　に格上げ　**努力義務**　に
　高年齢労働者の特性に配慮し、作業環境の改善、作業管理を

R8．4．1施行

事業者が講ずべき措置

1．安全衛生管理体制の確立等

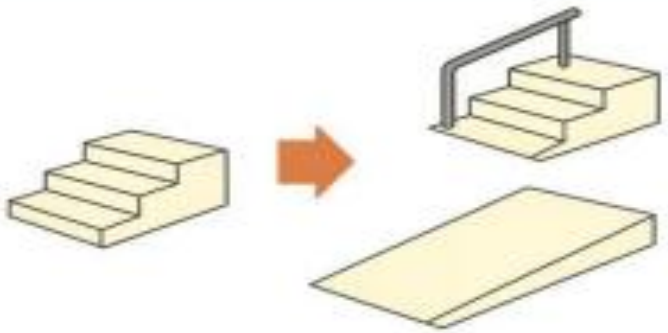
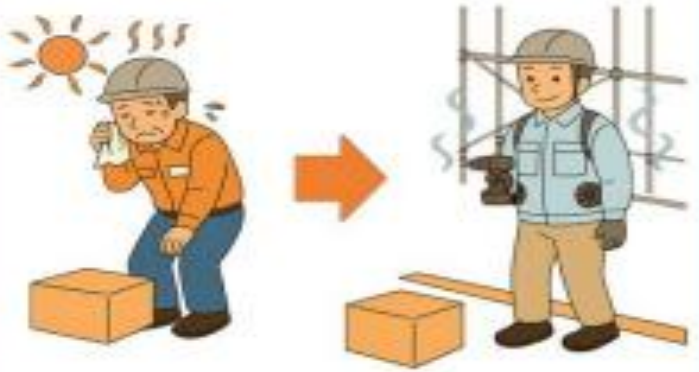
2．職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

高年齢労働者の特性に配慮を！　場合によっては補助金の対象にも。

２．職場環境の改善

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
		
階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	リフトやスライディングボード等の導入	空調服の導入

高年齢労働者の特性に配慮を！　場合によっては補助金の対象にも。

3．高年齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

転倒等リスク評価
セルフチェック表

厚生労働省

4．高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

5．安全衛生教育

高年齢者への教育
管理監督者への教育高年齢者の災害の増加

両方への教育が必要です！